

基本計画(修正素案)

第6回審議分

8. 学校教育

9. 生涯学習

10. 文化・スポーツ

17. 商工業

18. 農水産業

《1. 現状と課題》

- 予測困難な社会の変化に主体的に関わり、自ら考え可能性を発揮する「生きる力」を身に付けるとともに、ふるさと船橋を愛し心豊かでたくましい人づくりを目指します。

【教育内容の充実】

- 本市では、学力向上に向けて、学習指導要領を踏まえた授業を推進するとともに、小中英語教育の推進や学校図書館の利活用の促進などに取り組んできました。令和元(2019)年度に実施した全国学力・学習状況調査の結果によると、本市の教科に関する調査結果は、小学校の国語が全国平均を若干下回ったものの、他の教科では全て全国平均を上回っており、概ね良好という状況です。一方で、学習習慣や生活習慣に関する調査結果から、家庭での学習時間が短いことなどが明らかになっています。
- 豊かな心を育成するには、豊かな情操や規範意識、自己肯定感、**多様性の尊重・理解**、対面でのコミュニケーションなどを通じて人間関係を築く力などの育成を図ることが重要であり、本市では、道徳教育・人権教育の推進や異年齢交流など人間関係づくり活動の充実に取り組んできました。
- 運動する児童生徒とそうでない児童生徒の二極化傾向や食生活の乱れなど、児童生徒を取り巻く健康問題を改善することは、健やかな体づくりに取り組む上で課題となっています。
- 誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を実現するために、令和2(2020)年度に1人1台端末等の整備を行いました。1人1台端末の本格運用に伴い、児童生徒の情報活用能力や、個別最適な学びを一体的に進めていく必要があります。

【ニーズに応じた支援の充実】

- 通常の学級に在籍する発達障害の診断を持つ児童生徒や不登校児童生徒、日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒は増加傾向にあります。本市では、スクールカウンセラーの全校配置やスクールソーシャルワーカーの活用による相談体制の充実、日本語指導員及び日本語指導協力員による指導の推進などに取り組んできましたが、引き続き多様なニーズへの対応が求められています。
- いじめはどの学校でもどの児童生徒にも起こりうる問題です。本市では、新たに令和3(2021)年4月に「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ問題への効果的な取り組みを行うことで、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応に向けた対応に努めています。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者等を取り巻く環境は一層厳しいものとなっています。

【教育体制の整備】

- 本市は、教職経験年数が10年以下の教職員が5割を占め、若年層教職員の資質能力の向上が大きな課題となっています。
- 本市では、部活動指導員の派遣など教職員の負担軽減に取り組んできましたが、教職員に求められる役割は拡大しており、児童生徒と向き合う時間を確保する必要があります。
- 児童生徒の増減の状況は各地域により異なることから、市内には大規模校や小規模校など、規模の違う学校が併存しています。学校の著しい大規模化や小規模化は、学習指導面だけでなく、学校運営面においても、より多くの課題を生じさせる恐れがあることから、地域や保護者の意見を聞きながら、学校規模及び配置の適正化に向けて計画的に対応策を講ずる必要があります。

《2. 施策の方向》

施策1 教育内容の充実

自立して、主体的に社会に関わることができる子供を育成するため、確かな学力の向上、豊かな心の育成、健康的な体づくりを進めます。

当施策における主な取り組み

- ◆ 学習指導要領を踏まえた主体的な学習の推進
- ◆ 主権者教育の推進
- ◆ ICTを活用した教育の充実
- ◆ 道徳教育・**人権教育**の推進
- ◆ 小中一貫英語教育の推進
- ◆ 体力の向上・健康教育の推進

施策2 ニーズに応じた支援の充実

児童生徒の複雑かつ多様な課題に対応できるよう、特別支援教育の推進、不登校児童生徒や帰国・外国人児童生徒への支援の充実を図ります。

いじめ等の生徒指導上の諸問題について、未然防止と早期発見・早期対応を図るため、関係機関等と連携するなど組織的な対応を図ります。

経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者を支援するため、保護者の経済的負担軽減策を実施します。

当施策における主な取り組み

- ◆ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用促進
- ◆ 通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校の機能の充実
- ◆ 要保護・準要保護世帯等への就学援助

施策3 教育体制の整備

教職員の指導力向上のため、若年層教員の育成をはじめ、研修体制の一層の充実を図ります。

教職員が子供に向き合う時間を確保するため、校務の見直しや教職員のための相談体制の充実など支援体制の整備を図ります。

児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め協力し合い、切磋琢磨することを通じて、社会性や規範意識を身に付けられる教育を受けられるよう、学校規模・学校配置の適正化に取り組みます。

当施策における主な取り組み

- ◆ 教職員のための研修・相談窓口の充実
- ◆ 市立小・中学校の規模・配置の適正化

《1. 現状と課題》

- すべての市民が生涯にわたって自ら学び、その成果を活かすことができる「生涯学習社会」の実現のため、本市では、市民や団体の主体的な活動を支援しており、市内では公民館などを拠点として多くの生涯学習活動が行われています。
- 「人生100年時代」や「超スマート社会(Society5.0)」の到来など、劇的に変化する社会をより豊かに生きるため、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高めるとともに、働くことや地域・社会の課題解決につなげていくことの必要性がより一層高まっています。

【多様な学習ニーズへの対応と充実した学習機会の提供】

- 市民の様々な課題解決のために、本市では学習活動の支援や、学習機会の提供に取り組んでいますが、今後も社会情勢の変化などにより求められる新たな学習ニーズへの対応が必要です。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、新たな生活様式に合わせた非接触・非対面型の学習活動への対応が必要です。
- 令和元(2019)年度の生涯学習に関するアンケート調査では、1年間に市が主催した講演会・学習会・催し物に「参加したことがある」市民の割合は14.3%、「知っていたが、参加しなかった」市民の割合は37.7%で、事業の開催を「知らなかった」と回答した人の割合は45.8%と半数近くとなっていることから、魅力的な事業の創出とともに、事業やイベントなど生涯学習に関する情報の発信を推進していく必要があります。
- 図書館では、市民の「読みたい・調べたい・学びたい」に応えるため、開館時間の延長や図書館と公民館図書室等とのネットワーク化の推進、インターネットによるサービス利用の拡大、レファレンスサービス^(注1)の充実など、図書館サービスの向上に努めてきましたが、今後も市民の学びや課題の解決に資するサービスの提供が必要です。
- 青少年を取り巻く環境やライフスタイルは、核家族世帯やひとり親世帯の増加や近隣住民とのつきあいがほとんどない人の割合の増加、青少年のインターネットの利用時間の増加など、複雑・多様化していることから、青少年の家族と過ごす時間や地域とのつながり、実体験の機会の減少が懸念されます。

【学習と活動の循環】

- 公民館や図書館、青少年教育施設などの社会教育施設では、団体やボランティアなどの協力を得て事業を実施していますが、社会教育に関する事業を行うことを目的とする社会教育関係団体の数は、平成27(2015)年度の2,255団体から令和元(2019)年度の2,163団体と減少傾向にあり、高齢化や会員の減少などが課題となっています。
- 令和元(2019)年度の生涯学習に関するアンケート調査では、学びの成果を自分以外のために「既に活かしている」と回答した人の割合が12.7%、「活かそうと思わない」が18.3%、「どちらかといえば、活かしたい」が32.7%、「今は活かしていないが、今後活かしたいと思っている」が18.8%となっています。また、学びの成果を活かしたい人が求める支援は、「知識・技能や経験を活かしたい人と活動の場を結ぶ役割の充実」や「地域活動・ボランティア活動の情報提供の充実」、「同じ分野の人材交流」が上位となっています。

《2. 施策の方向》

施策1

多様な学習ニーズへの対応と充実した学習機会の提供

市民一人一人が生涯にわたって学び続けられるよう、社会の変化に対応した学習や一人一人のライフステージに対応した学習を支援します。

市民が学びや課題の解決に関する情報を得られるよう、必要な時に必要な情報を入手できる環境を整備します。

青少年の活動意欲やコミュニケーション能力の向上、自立心の育成を図るため、体験活動の機会と場を提供します。

当施策における主な取り組み

- ◆ 新たな学習スタイルへの対応
- ◆ 社会教育施設での課題解決に向けた相談・情報提供の充実
- ◆ 青少年健全育成事業の充実

施策2

学習と活動の循環

幅広い世代の市民が、学びの成果や自身の技能・知識を活かして、地域や社会の課題を解決できるよう、人材・団体を育成・支援するとともに、交流機会の創出や、学びの成果等を活動につなげる体制の構築を図ります。

当施策における主な取り組み

- ◆ 地域・社会で活躍する人材・団体の育成と支援
- ◆ 交流機会の創出と地域・社会への参画促進
- ◆ 学びの成果を活かすボランティア制度の構築

《1. 現状と課題》

- 地域に根ざした伝統芸能や文化財の保護・保存・活用、優れた芸術に接する機会の提供や市民の自主的な文化活動を支援し、個性豊かな市民文化の創造を促進する必要があります。また、すべての市民がいつでも、どこでも、気軽にスポーツに親しめるよう、情報提供や環境整備を推進する必要があります。

【文化振興】

- 市民の文化活動を支援するため、文化団体等の活動の場や発表の機会の提供に努めていますが、一部の団体では高齢化やそれに伴う会員の減少などの課題を抱えています。文化を振興するためには、団体の会員だけでなく、文化活動に関わる人を増やしていく必要があります。
- 市民の音楽活動が盛んな本市では、「音楽のまち」を掲げ、市民主体の音楽事業を実施しており、事業に参加した子供たちが成長し、事業の実行委員やボランティア、児童生徒の指導者として再び事業に関わるなど、事業の継続や人材育成の観点からも長年の取り組みによる成果があがっています。
- 本市では、専門家、プロアーティストを市内の小・中・特別支援学校に派遣し、子供たちが文化・芸術を体験する授業を実施しています。令和 3(2021)年度に実施した文化振興に関する市民アンケートでは、今後、力を入れていくべき取組として、「子供への文化・芸術に関する教育を充実すること」が 46.9%と最も高くなっており、今後も子供たちが多様な文化を体験できる施策の実施が求められています。

【文化財の保存・活用】

- 船橋の地域の特色を伝える有形無形の文化財は、市民主体で受け継がれ、地域に親しまれていますが、こうした文化財の担い手の高齢化やそれを受け継ぐ若年層の減少により、地域の文化財の継承に支障が生じることが懸念されています。
- 本市中央部の台地に位置する取掛西貝塚は、全国的にも貴重な約1万年前の縄文時代早期前葉の貝塚と集落跡であり、本市初の国史跡の指定が決まりました。今後も、学術調査及び普及啓発事業に取り組んでいきます。
- 開発等工事により遺跡(埋蔵文化財)の多くが記録保存だけで消滅しています。特に重要な遺跡については、市文化財などに指定することで、開発等工事に先行して保護していく必要があります。
- 未指定の文化財はその価値が評価や、活用をされることなく消滅する恐れがあることから、地域に存在する文化財を幅広く調査することで総合的に把握し、市民とともに保存・活用を行っていく必要があります。

【スポーツ振興】

- 令和元(2019)年度に本市が実施したスポーツ推進に関するアンケートでは、成人の週1回以上のスポーツ実施率は 42.2%と国の目標である 65%から大きく下回っています。また、スポーツを行っていない理由として、「機会がない」、「時間がない」、「スポーツが苦手」等があることから、市民ニーズに合わせ、多様なスポーツを楽しめる環境を提供することが必要です。
- パラスポーツは、年齢や障害の有無に関わらず誰もが行うことができる生涯スポーツであることから、引き続きパラスポーツの普及に努める必要があります。
- 平成 27(2015)年5月にプロバスケットボールチーム「千葉ジェッツふなばし」、翌年6月に、ラグビーチーム「クボタスピアーズ」と相互連携・支援協力に関する協定を締結し、各チームと連携した地域交流などに取り組んでいます。

《2. 施策の方向》

施策1	文化振興
-----	------

子供から大人まですべての市民が、文化・芸術に触れ、親しみ、楽しめるよう、鑑賞・創作・公演活動など多様なかたちで、主体的に文化活動に参加できる環境づくりに取り組みます。また、文化の担い手となる人材を育成し、事業の運営者・支援者を含め、文化活動にかかわる人の輪を広げていきます。

当施策における主な取り組み

- ◆ 芸術文化の鑑賞機会、発表の場の提供
- ◆ 文化団体・市民ボランティアと協働した事業の推進
- ◆ 文化の担い手の育成

施策2	文化財の保存・活用
-----	-----------

市民共有の財産である文化財を次世代に継承していくため、調査・保存・活用に取り組みます。

市民が船橋の歴史や文化財に興味・関心を持てるよう、埋蔵文化財の発掘調査等の成果を博物館などで活用するとともに、各地域で守られている郷土芸能などの有形無形の文化財の周知や保護・保存の啓発に取り組みます。

当施策における主な取り組み

- ◆ 重要な遺跡の保存と活用・整備
- ◆ 身近な地域の文化財や歴史を学ぶ機会の充実

施策3	スポーツ振興
-----	--------

市民一人一人が、年齢や障害の有無に関わらず、気軽にスポーツに親しめるよう、スポーツに触れる機会やパラスポーツを体験する機会を提供するとともに、誰もが利用しやすい環境整備を推進します。

スポーツを通じた地域住民の健康増進やコミュニティ形成を図るため、スポーツに関わる人材や団体を育成するとともに、地域住民や団体によるスポーツイベントの開催を支援します。

当施策における主な取り組み

- ◆ 年齢や障害の有無に関わらず参加できるイベントの開催
- ◆ スポーツに関する情報発信の充実
- ◆ 地域住民と連携・協働したスポーツイベントの開催
- ◆ プロスポーツチーム等との連携の推進

《1. 現状と課題》

- 本市は、多くの大型商業施設と商店街が共存・共栄しているほか、首都圏の台所機能を担う「京葉食品コンビナート」から高い技術・開発力を誇る個性的な中小企業まで多様な企業が立地しています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、商業環境や産業構造が大きく変化しています。新たな環境の変化に対応し、本市の商工業が持続的に発展を遂げるためには、事業者同士の連携や産業の裾野の拡大、**デジタル化の推進**などが必要です。

【商業環境の整備】

- 平成 30(2018)年度に実施した船橋市の新しいまちづくりに向けた市民アンケートでは、居住地域の商店街又は商店が 10 年前に比べ、「衰退している」が 35.5%で、「賑わっている」の 22.0%を大きく上回っています。
- 商店会の数は、平成 21(2009)年の 65 から令和3(2021)年6月時点で 54 まで減少しているほか、商店会役員の高齢化が進んでいることから、地域住民の日常の消費生活を支える商店街を支援する必要があります。
- 本市では、令和元(2019)年 10 月より、近隣に店舗がない地域を対象に移動販売を開始し、日常の買い物が困難な市民を支援しています。

【企業活動の活性化支援】

- 本市は、平成 30(2018)年の製造品出荷額等が 6,824 億円と県内5位の工業都市であり、市内には大手食品・飲料メーカーが集積し首都圏の台所機能を担っている京葉食品コンビナートや、高い技術・開発力を誇る中小製造業が多数立地する船橋機械金属工業団地などありますが、国内マーケットの将来を展望すると、人口減少による需要縮小が見込まれています。
- 市内事業所数は、需要の停滞や後継者不足等により、平成 21(2009)年の 16,606 から平成 28(2016)年の 15,603 に減少しており、既存企業の支援・育成と同時に創業を促進していく必要があります。本市中小企業融資制度の実績は近年減少傾向にあったものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が事業活動へ深刻な影響を与えたため資金繰り需要が増大したことから、国のセーフティネット保証4号認定^(注1)等の発動や、これに伴った市独自施策を実施しました。

【安定的な雇用の確保】

- 令和2(2020)年度に実施した市内事業者アンケート調査では、製造業の 40.8%、非製造業の 34.1%が、人材不足と回答しており、多くの企業で従業員の確保が困難となっています。一方で、子育てや介護をしている人、外国人、障害のある人など働くことに制約がある潜在的労働者も多くいることから、それらの多様な人材が活躍できるような職場環境を整えることが求められています。

【卸売市場の機能強化・充実】

- 本市地方卸売市場の取扱高は近年増加傾向となっているものの、市場外**流通**が増加するなど、流通形態が変化し、地方卸売市場を取り巻く環境は厳しくなっています。
- 消費者の食の安全・安心に対するニーズの高まりにより、品質管理・衛生管理を中心とした施設の高度化が求められています。

《2. 施策の方向》

施策1	商業環境の整備
-----	---------

商店街の賑わい創出と周辺住民の買い物利便性向上のため、**商店会活動の支援や空き店舗対策などにより、商業環境の整備を推進します。**

自宅近隣に店舗がなく、買い物に不便を感じている市民を支援するため、**買い物支援を実施します。**

当施策における主な取り組み

- ◆ **商店街を活性化するイベント等の支援**
- ◆ **空き店舗の活用促進**
- ◆ **移動販売等による買い物支援**

施策2	企業活動の活性化支援
-----	------------

市内企業の経営基盤を安定・強化させるため、**資金調達や経営改善、事業承継などを支援します。**

新規産業の育成が進むよう、新たに市内で**起業・創業**を目指す人を支援します。

当施策における主な取り組み

- ◆ **ビジネスマッチング・異業種交流の推進**
- ◆ **EC(電子商取引)導入支援等による国内外への販路拡大**
- ◆ **新たなサービスやビジネスモデルの創出に向けたICT活用の支援**
- ◆ **起業・創業の促進**

施策3	安定的な雇用の確保
-----	-----------

市内企業の労働力不足の解消を図るとともに、**多様な人材が希望どおり働けるよう、就労支援体制の継続・強化に取り組むとともに、市民が就労しやすい環境の整備を促進します。**

当施策における主な取り組み

- ◆ **多様な人材の雇用に対する体制の整備の推進**
- ◆ **障害のある人や求職中の若者への就労支援**

施策4	卸売市場の機能強化・充実
-----	--------------

広域的な流通拠点として、**安全・安心な生鮮食料品等を安定的に供給するため、品質管理・衛生管理の高度化に対応できる施設の整備を推進します。**

当施策における主な取り組み

- ◆ **卸売市場再整備の推進**
- ◆ **市民向けのイベント等による卸売市場の活性化**

《1. 現状と課題》

- 本市は、大消費地である首都圏に位置する恵まれた立地を活かした農業地域として、にんじん・小松菜・枝豆等の野菜をはじめ、梨に代表される果樹、花き、畜産など多様な農畜産業が営まれています。また、船橋沖に広がる干潟「三番瀬」は、江戸時代から豊かな漁場として知られ、現在も江戸前の漁場として栄えています。

【人材育成と農地活用】

- 本市の農業就業人口及び漁業就業者は年々減少しています。農業就業人口は、平成 17(2005)年の 2,692 人から平成 27(2015)年には 1,917 人に減少し、65 歳以上の占める割合は平成 17(2005)年の 38.9%から平成 27(2015)年には 42.4%に上昇しています。また、漁業就業者は、平成 20(2008)年の 140 人から平成 30(2018)年には 82 人に減少し、65 歳以上の占める割合は平成 20(2008)年の 42.9%から平成 30(2018)年には 35.4%と減少しているものの、依然として 65 歳以上が高い割合を占めています。
- 本市では就農者の育成に取り組んでおり、総就業人口は減少にあるものの、年齢別にみると 15 歳～34 歳の農業就業人口は、平成 22(2010)年は 146 人だったのに対して、平成 27(2015)年は 157 人と増加しています。
- 市内の経営耕地面積(総面積)は、宅地化の流れを受け、平成 27(2015)年は平成 17(2005)年と比べ 13.3%減少して 946ha となっています。今後も相続を契機とした売却・転用や、生産緑地^(注1)地区指定後 30 年経過に伴う指定解除等により、更なる農地の減少が懸念されています。また、高齢化や十分な収益を確保できないことなどを背景に、市内の農業生産者の約4割が耕作放棄地^(注2)を所有しています。

【流通・販売の強化】

- 市内の農業産出額は、平成 26(2014)年の 88.9 億円から平成 30(2018)年には 84 億円と減少しているものの、本市のにんじんと梨の2品が特許庁の地域団体商標^(注3)に登録されるなど、農水産業の付加価値を高めるため、農水産物のブランド化に取り組んできました。
市内の漁獲量は、平成 26(2014)年の 2,444トンから平成 30(2018)年には 3,117トンと増加しており、平成 30(2018)年の漁獲量の中でもスズキ類やコノシロの漁獲量は日本一を誇ります。
- 近年は温暖化や自然災害等の影響により、**のりの収穫量やアサリ類の漁獲量が減少傾向にあることから、のり養殖及びのり加工施設整備に係る支援のほか、貝類の資源回復のための取り組みが必要です。**
- 平成 28(2016)年度の市内消費者向けアンケートによると、農業が果たす役割として重要と考えるものは「新鮮な農畜産物の供給」が 86.3%と最も高く、高い期待が寄せられています。
- 平成 28(2016)年度の農業生産者向けアンケートによると、農家の約6割の生産額・生産量・農業所得が 10 年前より減少しており、経営の安定化に取り組む必要があります。

《2. 施策の方向》

施策1	人材育成と農地活用
-----	-----------

高齢化・後継者不足による農業・漁業就業者の減少に対応するとともに、農水産業を持続的に発展させるため、担い手の確保・育成を図ります。

耕作放棄地の発生を抑制し、農地を保全するため、農地の利用を促進するとともに、農地の多様な活用を図ります。

当施策における主な取り組み

- ◆ 新規就農者・漁業就業者の育成
- ◆ 農地の貸付・借受のマッチングの促進
- ◆ ふるさと農園の活用促進

施策2	流通・販売の強化
-----	----------

生産者の経営基盤を安定・強化させるため、生産者の収益性を高める販売機会の拡大や環境整備を支援します。

当施策における主な取り組み

- ◆ 地元小売店や卸売市場との連携
- ◆ 地産地消の推進
- ◆ 農水産物のブランド化の促進や六次産業化^(注4)などへの支援
- ◆ 施設・設備の導入支援